

平成20年 第3回
さつま町議会会議録

平成20年5月23日 開会

さつま町議会

平成20年第3回さつま町議会臨時会審議結果

平成20年5月23日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
51	専決処分の承認を求めることについて（さつま町税条例の一部改正について）	H20.05.23	H20.05.23	承認	—
52	専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	H20.05.23	H20.05.23	承認	—
53	さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について	H20.05.23	H20.05.23	原案可決	—
54	さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について	H20.05.23	H20.05.23	原案可決	—
55	18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の一部変更について	H20.05.23	H20.05.23	可決	—

平成20年第3回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成20年5月23日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（28名）

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長（総務）	宮 之 脇 尚 美 君	農業委員会 会長	久 永 豪 君
副町長（経済）	山 下 彦 志 君	農業委員会 事務局長	福 永 城 君
税 務 課 長	下 市 真 義 君	建 設 課 長	脇 黒 丸 猛 君
健康増進課 長	楠 木 園 建 雄 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 5 1 号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町税条例の一部改正について）
- 第 4 議案第 5 2 号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 5 議案第 5 3 号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 4 号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 5 号 18 災 1 6 9 7 号平江線道路災害復旧工事 1 9－1 工区請負契約の一部変更について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。本町議会におきましては、地球温暖化防止、省エネルギー対策等に資するため、本臨時会から9月定例会までの間、夏場の軽装運動「クールビズ」を実施することとし、会議においては軽装で行うことにいたしましたので、御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから平成20年第3回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番、舟倉武則議員及び17番、日高政勝議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

△日程第3 「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町税条例の一部改正について）」、日程第4 「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて」及び日程第4「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。それでは、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これにつきましても、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正

について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

以上2件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長のほうから説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○税務課長（下市 真義君）

それでは、議案集の51の1ページをお開きいただきたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下市 真義君）

それでは、52の1ページをお願いいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第51号及び議案第52号の議案2件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号及び議案第52号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第51号について質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

条例改正に関連がありますので、町長のほうにお伺いしたいと思います。寄附金税制の拡充というようなことで、県のほうでは「ふるさと納税課」を新設して、というようなことで今全市町村一括してしようとされてます。

その中で、各市町村に目的でされた場合は、6割を市町村に分配して4割を県が取ると。それと、今度はない場合は、6割のうちの1割ですか、それを均等割にして分けるとか、いろんな制度を考えておられるようで。

そして、関東に5名、関西に5名ですか、専従班、ふるさと納税課をつくると。この前の新聞の記事によりますと、この納税課をつくって推進員を東京事務所が28人、大阪が15人、福岡に4人で、総勢47人の体制を組むというようなことで言われてます。

そうなりますと、長島なんかはもう先行されてやってて、隣で言えば都城市とか、いろいろ目的をされてますけども、各市町村にしたいと言ってきたやつを県に一括されていくわけです。

それでそのあとに昨日ですか、記者の目に結局町外の人から「県ではなく市町村に寄附したいのにどうということか」、というような問い合わせがいっぱいあると。

それから、3月議会で私が町長に質問したときにも、「ふるさとを離れた人は、やはりふるさとの対する思いが強いだろうと、今後検討して」というような話もされたんですが、この記事にもやはり「ふるさとを離れた人たちは、ふるさとに足を踏み入れ直接活動することは難しいが、生まれ故郷の風景や、あたたかい人間関係を守ること何らかの形で貢献したいと考えているはずだ」、全く町長が前答弁されたのと一緒になんですけれども。

町長として、県が一括してするのがいいのか、それとも各市町村で努力したほうがいいのかと

思われているのか。

それから、ふるさと税となりますと、何に使うかということが一番問題になると思うんです。寄附をされた方が、やはり、こういうふるさとであってほしいとか、何かあってされると思うんです。その辺の考えを町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、公的年金からの特別徴収ですけども、これも与党サイドもなかなか国民の反発が多くていろいろ考えておられるようで、考え直さんないかんとかいいろいろあります。

ただそうなりますと、各市町村の事務事業、徴収のあれが非常に多くなる。ただ問題は、テレビ、新聞等と言われてますように、18万円以上を強制的に取るわけですから、それを取られた場合に生活ができなくなると。

そして、今までは国民健康保険の場合は、75歳以上でも未納であっても、やはり何らかの救われてだったんですが、1年間納めないとこれを完全に資格を停止するというようなことも言われてますけれども。その辺の考えを町長は基本的にどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

ふるさと納税制度に対する県での統一的な取り組みということでございますが、このことは事前の打ち合わせもあまりない中で、唐突に県のほうからそういう方針が出されたということでありました。

それで、5月8日に県の町村会の理事会を行ったんですが、その機会にも県の財政課長、市町村課長がおみえになって説明させてもらいたい。町村会としても協力をお願いしたいというように、協力依頼に来られたわけであります。

それで、事前の中身もよく判らない中でもありましたし、あまり協議もまだできていない段階でありましたが、説明を聞きながら当初県のほうは、寄附先の指定がなかった場合は、県と市町村が10分の5、10分の5と半分ずつというようなこととか、いろいろ説明があったわけですが、代表の理事でもっていろいろ聞きながら意見交換をする中において、「これは、ちょっとあんまりではないだろうか」という意見が大分出ました。

そして、やっぱりふるさと意識というのは、県というよりも市町村に対してふるさと意識は高いのであって、寄附をしたいと思う人たちは、やはり自分のふるさとといった場合、県という印象ではなくて、市町村という形で気持ちとしてはされるだろうと。それを県が半分というのは、そして、県がもう市町村にはやらせないで県が直接立ちはだかつてじゃないけども、やるというのはちょっとあんまりじゃないだろうかというようないろんな気持ちも出たところであります。

それを踏まえて、町村会として要望を取りあえずだそうということで、寄附者からの寄附先の指定がなかった場合は、県が10分の4、市町村が10分の6という形にするのがいいんじゃないかということと、寄附者から寄附先の指定があった場合は、県が3分の1、市町村が3分の2ぐらいだったら理解が得られるんじゃないかと、得られやすいんじゃないかというようなこと。

そして、20年度をやってみて21年度以降の仕組みについては、その実績を踏まえて改めて検討するというぐらいの弾力性を持っておいいていいんじゃないか、という要望を出したところであります。

それに対して、県のほうから県が4、市町村が6という形での配分にしたいということがあり、そしてまた、協議会の設立については担当課長を集めて説明をして、その上で各市町村が会員となってまた改めて市町村長の意見を聞きたいということでありましたから、一緒にやるということとは基本的にいいんじゃないかというような回答をしたところであります。

それとともに、納税者が善意で寄附をすると、相手先団体を指定して、自分としては寄附額の100円をそこにやりたいんだ、というようなことが申し出があった場合には、その当該納税者の意志を十分反映できるようにしてもらいたい、というようなことをさらに申し入れをしたということでありまして、大体そういうようなことを踏まえた考え方を、今県のほうは持っておられるということでもあります。

まだ正式に聞いておりませんが、来週あたりその設立の会を持ってまた全体からのいろんな意見を聞きたいということでもありますから、できるだけ納める人も、そして我々市町村としても納得がいくような形で取り組んでいく必要があるんじゃないかと。

それと、県のほうとしては、県からその各地に出て頑張っておられる、そして会社を経営したりしておられる、そういう県人会関連の会社に対して大きく働きかけていきたい、というような意向があるということでありまして、そういう意味でもっと幅広くせっかくだから取組みたいというようなことでもありますから、それはそれでいいんじゃないかというふうに思っているところでもあります。

あと、この特別徴収の問題につきましては、いろいろと心配されている面が御指摘のとおりであります。まだ内部的によく検討しておりませんが、やはり高齢者の方々の生活に支障が出るんじゃないかと、いろいろと心配をされてますから、国のほうもそういうところでいろいろとまた検討もしておられますが、注意深く見守りながら我がまちとしても、さらによく確認をしながら取り組んでいくようにしたいと思っていますところでもあります。

○麦田 博稔議員

基本的な考えは理解できました。私も心配したのは、各市町村で取り合いっこになるとPRの仕方とか、どうしてするのか、もう本当にこのPRに金もかかるし、それからどこを窓口にしてというようなことで心配して、先ほど町長が言われたように100円市町村に、私はさつま町ならさつま町にしたいんだと言われたときに、やっぱそこを考慮してくれと言うようなことをお願いしてもらえればそれでいいのかなというふうに思います。

ただ、やはり寄附が来たときに、役に立ったなと思われるような使い方をしないと、一過性で終わると思うんです。今年度はするけども来年度にはつながっていかないと思うんです。

だから、このお金の使い方と、それからその寄附をしてくださった方に、やはり「このようにしてあなたがくださったお金をこうして有効に活用しました」というような、その辺が今後非常に大きな課題になると思うんですけど、その辺をどう思われているのか。

それから、後期高齢者のその辺の天引き。この辺は国の制度ですから、これはもうこちらでどうこうゆうこともできないわけですが、やはりきめ細かな作業をしないと、今の18万とかいくら、低い人は1,100円とか実際天引きされたのは低い数字ですね。いろんなことも私なんかのところにも苦情はまだ1件も来てないんですけども。まあ、そういうことでしていただきたい。

ただ、ふるさと納税の使い方。それから、先ほど言ったように寄附をされた方に対するその辺のことをもう検討されているのか。その辺の考えがあったら、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

ここの問題に対しては、県もデリケートに配慮しておられるところでありまして、寄附者が善意で寄附する分に対して納税者の人たちの心情を満足させられないような対応がなされた場合には、この納税制度は長続きしないだろうということがありますので、やはりそういうところをよく配慮しながら取り組んでいく必要があると。

それで、例えば長島町がその人をある程度特定すると、ほかのところでも知名町とか先行してパンフレットも作ったり、そういう人なども明確にして、もう動いておられるところもあつたりしておりますが、我がまちとしても内部でもう少し検討しながら、あんまり限定しすぎてまた融通が利かなかつたりもしますので、そこはもう少し皆さんの意見を聞きながら、この活用の使途ということについては検討して、また納税者の方々に理解が得られるようにしていきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。楠木園議員。

○楠木園 洋一議員

寄附先ですけれども、都道府県と市町村は判るんですが。特別区といったら、どういうところなんかですか。

○税務課長（下市 真義君）

これは、東京、大阪、大きな団体は区政をひいております。そういったところへの寄附となります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

省エネ改修に伴う固定資産税の減額が創設されておりますけれども、今度激特事業でいろんな町並みのところで新築移転ができていきますけれども、ここの対応のところがどうなるのか。

これは窓改修とか、壁の断熱工事というようなふうにしてありますけれども、こういうなのにも入るのか。

それと、対象面積の上限が120平米。120平米以内だったら、これは対応できるということだと思いますが、さつま町にした場合に大体どれぐらいの対象があるのか。そこあたりまで積算してあるのか、ちょっとお伺いします。

○税務課長（下市 真義君）

省エネ改修の関係ですが、いわゆる寒冷地を中心にした暖房のエネルギーを使わないといった目的でございまして、非常に複雑な基準が設けられておりまして、かなりグレードの高いような工事でないと該当にならないのかなと。まだ詳しく細かいところまで勉強はいたしておりませんが、面積の関係は、標準的な大体1戸当たりの面積で、大きな家については、いわゆるもう120平米までですと。超えた部分については減免はしませんということで、こういった制度ができましたということで、PRはしていきたいと思えます。

どれぐらいの対象がというのは、ちょっと現在のところまだ予測していないところでございます。

○川口 憲男議員

税務課長もう1点。例えば、新しく家を造られる方、今ソーラー電気みたいなところもしてありますけれども、屋根に耐熱合板を入れることによって室内の温度が相当下がるという対策も今の家にはされているわけですが、そういうところとか。

例えば、雨水を地下に貯めてそれを逆に冷房効果に使うと、先ほど寒冷地域ということが主だったことだったですけれども、そういうところも今のここの文書をみますと、確かに寒冷地域のほうが強いんですけれども、そういうような点でのこっちへ対応できる分はないのか、そこあたりまではちょっと文章の中に織り込んでないのか、ちょっとお聞きします。

○税務課長（下市 真義君）

現在、国から示されておりますのが、主にこの窓改修工事、とにかく床だけしたら駄目、屋根だけしたら駄目と。窓改修が必ず入らないと駄目と、窓改修のみはOKですよ。これと合わせた工事については対象となるという部分しかまだ情報が入っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

ふるさと納税のことについてお尋ねします。これは、ふるさと納税と、納税、税金であるわけですが、それを自分のふるさとのために一部を使っただきたいという趣旨であるようですが、これの適用範囲の改正ということで一番に書いてあります。住民税所得割の1割を上限とするとか、いろいろこう書いてありますが。

一般的な国民として、税金を自分がこれだけ納めてくださいという金額以上に、いや私はそれ以上に税金を納めたいという人は、まああんまりいないと思うんです。1割というのが大体どれぐらいになるのか。

例えば、10万円払う人が12万円税金を私は払いたいという人はあんまりおらんと思うんですけれども。ほんなら10万円の1割ですよとか、これ何万円か判りませんけれども、例えばですね、「あなたは、まあこれぐらいが上限ですよ」とか、そういう判る方法というのがあるのかどうか。ないんだったら周知をしてくださるのかどうか。

その辺と、日赤とか共同募金も書いてありますが、以前は私もいろんな災害に1万円ずつしよったんですけども、1万じゃ対象外だったんですね、2万円以上しないと対象になりませんということ。

その辺が、一番下に書いてある10万円が5,000円になりましたというのと若干関連があるのかどうか、この辺をちょっとお尋ねします。

それと、もう一つが省エネについてであります。この条件は判りますが、これは所得税の、年間どれぐらいの額が減額になって何年ぐらい減額していただけて、平均してどれぐらい総額減額なるものか、お尋ねいたします。

○税務課長（下市 真義君）

ふるさと納税の1割の上限の関係ですが、いろいろ所得に応じた税が想定されますが、一つのモデルケースで申し上げますと、家族構成4人家族で給与収入が700万あったとした場合の所得割額が29万3,500円になります。この住民税の特例控除額の上限、この1割と申しますのが、所得割が29万3,500円であれば大体2万9,400円が上限額ということでございます。

それで、この方がもし3万円寄附をされた場合には、まず、5,000円は完全に打ち切りになりますので、それ以外の2万5,000円のうち2,500円は所得税が控除されます。残りの2万2,500円、これが先ほど申し上げました2万9,000円の範囲内ですので、すべて3万円から5,000円を引いた額はすべて控除されるということになります。いわゆる税が還ってくる。

これがもし同じ所得の方が5万円された場合には、5,000円の足切りで残りの引いた4万5,000円になりますので、そのうちの4,500円、1割は所得税が控除されます。残りが4万5,000円から4,500円引きますと、3万3,900円の控除になるんですが、いわゆる先ほど申し上げました2万9,400円という上限になりますので、3万3,900円から2万

9、400円を除いた部分は控除されないと、いわゆる所得割の1割の範囲内でしか控除はないんですよ。

扶養家族の関係とか、社会保険料控除とか、いろんなケースが、今申ししたのは4人家族の場合の700万のケースでありまして、こういった形でいわゆる所得割額がいくらになるかと、その範囲内でいわゆる控除されると。これを超えた部分については控除されませんよ、という制度になっております。3万円した場合には、その範囲内に収まると、5万円したら超えてしまうという例でございます。

それと省エネ改修の件ですが、これはその面積の部分だけ、新築の場合は、2割軽減があります。そのまた120平米分は減額と、ただし1年間ですよということでございます。バリアフリーもそうでしたが、一回限りですよということでございます。

なかなかこうPRしても反応がないなというふうに思っているところでございます。

○平八重 光輝議員

ふるさと納税の税額については判りましたが、あなたは何万円まではしていただければ控除という税額が増えることもなく、同じ税額を納めてそのうちの何万円はふるさとのために使っていただくことができますと。

私個人だったらいくらすればいいのか検討がつかんですよ、自分のその税金をしてもですね。だから、その辺の周知ちゆか、お知らせちゆか、その辺はもう自分で判断してしてくださいということなのか。あなたはこれぐらいまでは大丈夫ですよ。ぜひこちらのほうにお願いしますちゆようなことはできるのか、お尋ねいたします。

○税務課長（下市 真義君）

基本的には、これを適用すると本町の税が少なくなりますので、基本的にはあまりPRはしたくないなというのが本音でございます。町民の方には。

ただし、ホームページ等で視聴者向けにはこういったのは載せてもいいかなと、心情的にはそういう感覚でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

年度末きわどい時期になって、国の地方税法の改正の決定、そして、5月1日からの施行のため、4月30日の町長の専決。それまでの間に、どうしても議会を招集する暇がなかったことに客観性を持たせてほしいと、そのために説明を願いたいと思います。

○税務課長（下市 真義君）

地方公共団体の条例は、法が優先いたしますので、法律が4月30日成立いたしております。どうしてもそれ以前に、市町村が法律より先行して条例の改正というのは、絶対不可能となって（「4月30日成立」と発言する者あり）、4月30日、先ほど説明しました4月30日衆議院の再可決ということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。市来議員。

○市来 修議員

別紙、2ページ、肉用牛売却の取扱いというのがありまして、見直しで売却価格50万円以上の乳牛は、免除対象飼育牛の範囲から除外というのがあるんですが、先ほどの説明によりますと、以前は100万であったと、これ今度は50万になるということですね。（発言する者あり）乳牛ですよ。今度は50万になるんでしょ。

○議長（濱田 等議員）

聞いてみて下さい。

○市来 修議員

この50万は除外するということですが、今畜産のほうは、ほかにもあるんですけど、非常に飼料が高くなって逆に利益が出ないようなふうになっておるんです。これを私、見直すというのはどうも今の状況からして逆行じゃなかろうかと。もうちょっと免税額を上げてくれるべきではないかと、そのように考えるわけですが。

これはもう国のほうがこうして決まっているわけですけど、ここあたりをやっぱい地方の声を反映せんないかと、こういう考えなんです。そこあたり町長はどのように考えておられるか。

○税務課長（下市 真義君）

先ほど説明が不十分だったかと思います。100万円以上は肉用牛の関係で、乳牛とは別でございます。この乳牛のみが今度範囲から除外されるということで、これにつきましては租税特別措置法の改正によりまして、本町の条例の中には1個も出てございません。

かえって出さなければよかったんですが、こういったものもあるということで、お知らせのみで列記したわけでございます。

確かに、そういった畜産を取りまく環境というのは、非常にけさの新聞にも載ってましたが、コストの上昇ということで、そこらを受けての法律の改正なのか、ちょっと情報が入っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○市来 修議員

私の聞き間違いだったようですが、そういうことで判りましたけど、本町にもやっぱい乳牛を飼っていらっしゃる方がいらっしゃるわけですよ。ここあたり、ここに50万と出ているんですけども、ここあたりを今どうこうというわけではないんですが、やはりこういう実態を中央に声が届くような政治的活動をしていただきたいと、そう考えたもんですから申し上げたわけがあります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本議案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第52号について質疑はありますか。米丸議員。

○米丸 文武議員

健康保険条例の一部改正の中で、先ほど説明もありました説明書4ページのほうの中で、それぞれ7割、5割、2割の減額というものがあるわけですが、先ほどから議員の皆さんからも出ておりますとおり、高齢、後期高齢者の方々、それぞれ大変心配されておるわけですが、この軽減税率の対象となる方々がどれぐらいの割合で今さつま町では存在されるのか、それについてお聞きしたいのが1点と。

それから、ここで後期高齢者医療保険というような形でこれまで世帯の扶養家族の中で保険を納税されておったところがあると思うんですが、これが一般の世帯から離れて別に後期高齢者医療保険というものを年金から差し引かれるというようなことに対して、いままでの扶養世帯主となっておられた方々からの税金というものがまだ増えるんじゃないかとか、そういうような不安も持っておられるようでございます。

私もその件について、はっきり判らないので、そういうようなものは出てこないのかどうか、その点についてちょっとお知らせいただければと、こういうふうに思います。

○税務課長（下市 真義君）

保険税の減免の関係でございます。現在試算をしておりますのが、国保の総世帯数が4,116世帯、人数にしまして6,961人と見込んでおります。この申しました数字というのは、後期高齢者医療でいわゆる送出された世帯、いわゆる残った人の数でございます。

4,116世帯、約7,000人ということで、7割軽減のこういった方が対象になるかといいますが、いわゆる総所得金額の合計額が33万円以下の世帯、これが7割軽減に該当。総所得金額が33万円にプラス24万5,000円掛ける当該世帯に属する被保険者数が、これ以下の場合は5割軽減と。2割軽減が33万円と35万円掛けるその世帯の属する被保険者数の合計額が、その以下であった場合は2割軽減という適用になっておりまして、この7割に該当しますが、現在試算しておりますのが1,665世帯、人数にしまして2,882人。それと5割軽減世帯が329世帯、888人。それと2割軽減世帯が570世帯、1,243人という試算をいたしております。

それと、後期高齢者医療制度が導入されて高くなるんじゃないかと、いわゆる所得は現在は同一世帯の場合は合算で見ますので、そういった感があるかと思います。先ほど申しましたいわゆる特定世帯の制度がありまして、5年間はそういった軽減措置を元数字を落としてありますので、先ほど資料の3ページの下のほうに特定世帯は半額と、最初から半額になっております。こういった措置で急激に上がらないような一応対策は取られておるところでございます。

○米丸 文武議員

先ほどの説明からいろいろ所得割、それから固定資産税割等も変化はないんだというような説明であったわけですが、5年間の特定世帯については猶予をされるというようなことでございますが、先は判らないというようなことでございましょうが、この世帯に対象されるのは何世帯ぐらいあると思われているのか。

○税務課長（下市 真義君）

現在まったく試算でございますが、約900世帯が特定世帯に当たるかというふうに試算いたしております。

○米丸 文武議員

今回のこの後期高齢者医療保険問題、それから年金からの保険料の控除等については、皆さんが少ない年金の中からこういうものを引かれると、本当に生活というものに不安を持っておられる。そういうのが今町民の皆さんから私どもが聞いておるところでございます。

いろんな形で負担は増えないというようなことの説明でもあります。私どもも、それを持ってまた町民の皆さん方にも説明はしてまいりたいとは思っておりますが、執行部の皆さんとしても、これに対してやはり判るようにぜひ説明をしながら理解してもらっていくというようなことに努めていただきたいというふうに思っておりますので、お願いしまして私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

健康保険についてお伺いしますが、我々委員会のほうでも高齢者に判るように説明会をというようにことで、担当課で地区別に各地区でもらって、おかげでどうか判りませんが、私たちのところに直接いろいろ苦情とか入ってきていないんです。私の場合は。

テレビ等で見ると、非常にそのやはり各市町村で国民保険税に対するその取り扱い方、医療費

の少ないところとかいろいろあって金額が違ったので、いままで安かったところが一気に増えたりして文句が出てるんだと思うんですが、私たちのまちについて、健康増進課並びに税務課のほうで1回目4月天引きもされてるんですけども、その辺で苦情とかいろいろなかったのか。

それから、今与党のほうではいろいろ見直しをすると。先ほど言った天引きもしないとか、税条例のほうですけど。それから、人間ドックの費用が出ないので、人間ドックの費用も保険からというような話とか、いろいろ扶養家族とかあるんですけども。

その辺の苦情とか、相談とかなかったものか。あるとしたら、どのようなものが多かったのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

それでは、住民説明会の結果を少し説明させていただきたいと思っております。4月16日から4月25日まで、20公民館、時吉につきましては4月10日ということでございましたが、20公民館を税務課と一緒に実施をさせていただきました。

これにつきましては、4月7日、8日、9日この頃に仮算定通知書が、大体本町で4月の年金から4月15日徴収された方が70名おられるということでございましたので、この方々は、額が判ってるということも含めて、この説明会のいい機会ではないかということから、この時期に実施をいたしまして、20会場で707名の参加をいただきました。

それよりほかに、いろいろな高齢者の方々の会合、こういったところで実施をいたしまして、これが10地区ということで、523人。

あわせて、30会場という形になりますが、1,230人の方に説明をいたしたということでございます。

また、国におきましてもホットラインの開設とか、あるいは広域連合も含めて、土日の窓口の対応、こういったこともいたしております、私ども連休におきましても、窓口対応する必要があるのかなということも検討をいたしましたけれども、説明会のあと、こういった問い合わせもそうないということから、職員の配置まではいたしませんでした。宿直室のほうに連絡先をちゃんとお願いをしまして、そして、住民の方から問い合わせがあった場合には、基本的には広域連合のほうで窓口対応しているので、窓口対応にと。あるいは、どうしても私ども職員のほうで対応しなければならない場合には、この職員に連絡してください、というような対応をしたところでございます。

そういう中で、連休中につきましては問い合わせというものは1件もなかったというふうに聞いております。

それから、前後いたしますけれどもこの住民説明会等に出されました意見につきましては、制度に対する不平不満も一部聞かれましたけれども、そんなに大きな制度に対する苦情、新聞、テレビ等で言うておられるような厳しい意見というのは、私どものところではそんなに聞かなかったというような状況の中で、説明会を終わっております。

○税務課長（下市 真義君）

先ほどの御質問、苦情等の状況はどうだったかということでございますが、4月年金天引きが15日でしたので、4月に入りましてから窓口、電話、もう鳴りっぱなしでございました。

したがって、税務課としても専門の担当は1名ですが、係はもちろんのこと、課全体で制度の中身を勉強会もいたして、同時に数本の電話が入ったりいたしまして、非常に対応に苦慮いたしました。説明会をして回ってからはある程度は細まったかなという状況で、現在のところは、ほとんど問い合わせ等はない状況でございます。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

23条の減免措置の関係で確認をしておきたいと思います。今回職権で処理される2割軽減が先ほどの質問で570世帯あるそうですが、このうち現行の中で申請を出していない部分もあるんじゃないかと思うんですが、全員申請を出してあるんでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○税務課長（下市 真義君）

詳しい数字は持ち合わせておりませんが、大体ほとんどの方が毎年になるようですので、一部知らなかったということで、あとで苦情等もお伺いしましたけれども、ほとんどについては申請がされております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

さほど苦情も窓口はないというお話しでしたが、私の接する限り非常な御意見を伺っております。田舎の方ちゅうたら言い方が悪いんですけども、こちらの方はそんなにやかましく日常生活において言われることはないと思います。

ただ、テレビなんかで出る都会の方は、いろんなことに御意見を言われて、いろんなことを見聞きされているから言われるんですけども、こちらでないからほんなら皆さん納得されているかちゅうと、全くそうでないちゅうことを理解しとってください。

テレビ等で見ますと、お金も下がるんだとか何とか言われるけど、下げるんだったら何もこれを作る必要はないわけですよ。赤字でお金を大変だ大変だちゅうたら、増やすために作るわけですから。そいを作らんというの意味がないわけですから。減らすために作ったら、ますます赤字が増えるわけですから。

それは別にして、一番の目的は、私は源泉徴収がわりの年金徴収が一番の目的ではなかったかと、自分なりには考えておるんですけども。もう取りっぱぐれがないようにしようちゅうのが一番の目的であろうと考えるんですが、その辺の不満ちゅうのが口には出されないけどいっぱいあるということは、今税務課長が税務課のほうにはいっぱいきましたとおっしゃいましたけど、説明を聞いたから全部判って了解しましたと、ほんなら我々もそれに賛成して全部やりますちう方もいらっしゃいますけれども、でない方もたくさんいらっしゃるちゅうことを認識しとってください。

私も冷静に考えるつもりなんだけれども、その国にとってはメリットはあっても、国民にとってメリットはあまり感じられない制度ではないかと、いうふうに個人的には思っておりますので、そういう町民の声もたくさんあるんですよちゅうことは、ぜひ認識していただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第51号及び議案第52号の議案2件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号及び議案第52号の議案2件を一括して採決します。お諮りします。「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて」及び「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて」の議案2件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて」及び「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて」の議案2件は、いずれも承認されました。

○議長（濱田 等議員）

ここでしばらく休憩をします。再開は概ね11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 「議案第53号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について」、日程第6 「議案第54号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第5「議案第53号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について」及び日程第6「議案第54号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について」の議案2件を、一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第53号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町農業委員会委員のうち選挙による委員の定数を、現行の30人から26人に改めようとするものであります。

次に、「議案第54号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、さつま町農業委員会委員のうち選挙による委員の定数削減に伴い、各選挙区の定数を改めようとするものであります。

内容につきましては、総務課長のほうから説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の53ページをお開きください。「議案第53号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について」、内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、54ページをお開きください。「議案第54号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について」、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第53号及び議案第54号の議案2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第53号について質疑はありませんか。久保議員。

○久保 道夫議員

30人を26名に改めるということでございまして、議会推薦を含めまして、もう4名は確実に農業委員さんが減るわけですが、減るということは必然的に所管する区域が広くなるという理屈になっていくわけですが。

そうなりますと、大変こう自分の全然知らない土地の地域の場所についても把握していかなければならない部分が多々あるかと思いますが。

そこで、個人情報等を十分加味しながら地積の地図と申しますか、名前を抜いた耕地の地図を各委員さん方に持ってもらえれば、町民の方々が農業委員さんの家庭に相談に来られまして、ある程度すぐ対応できて機能アップにもなるんじゃないかと思っておりますが、その点についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○農業委員会事務局長（福永 城君）

地積図地積図の委員の所持についてでございますが、今回の定数の改正のときにもありましたように遊休農地、それから、荒廃地等の調査については、地区別に農業委員が必要であるというような御意見もございました。

その中で今回、選挙区を継続してお願いするところでございますが、個人情報に留意をしながら今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

農業委員会の会長とかお見えですので、基本的なお考えをお聞きしておきたいと思います。

今度、30名から26名になるわけです。それで、ほかに選任による委員というのが先ほどもちょっとありましたけど、議選が4名、農業協同組合1名、農業共済組合1名、それから土地改

良区1名ということであるんですが、今ありましたように26名になりますと、非常に地域も広くなりますし、大変な作業だと思うんです。

そして、特にこれから限界集落等が叫ばれて農業後継者とかいろんな問題が出てきます。それで、町長の権限に属する事務の一部というようなことで、結局この農業経営基盤強化促進法によって農用地の利用集積計画の策定とか本当に大変な仕事が出てきます。

そういう中において、今議選の4名というのがあるわけですが、これがいまでは男女共同参画社会というようなことで、女性を出してくれというような一応の要望等がありまして、そういう方を4名一応最初出したんです。そのあとに一人辞退されましたので、また一人は男の方となってるわけですが。

26名であとの選挙区のところでも出てきますけども、地域が広がって偏ってきたときに、この議選を有効に使うか、それから、26名を減らすわけにいかないの、議選のほうを今後1人でも2人でも減らしてもら、という考えもあると思うんです。4名以内となってますから法律上。

だから、その辺の基本的な考えを今後議選の4名について、どのようなお考えをお持ちなのか、今伺いしておきたいというふうに思います。

○農業委員会事務局長（福永 城君）

選任による委員につきましては、農業委員会等に関する法律の第12条に規定をされているところでございまして、選挙による委員の定数を見直すにあたりまして、委員の選出が一部の地域に偏る恐れもありまして、地域農民の意見を正確かつ公平に反映させようとするところから、選挙区の継続をお願いしているところでございます。

農業委員会におきましては、選挙による委員と選任による委員、あわせて地区担当制で活動を行ってきているところでございます。選挙による委員、各団体からの推薦による選任の委員におきまして地区担当制を検討したとき、地域間において著しく隔たりがある場合、当地域に明るい学識経験者を議会において推薦していただくようお願いすること等が考えられることや、4人以内とある学識経験者数につきましては、議会において検討いただけるのではないかとということで条例化につきましては、検討委員会におきましては条例化はしないという結論でございました。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

今回、行政改革の一環として定数減もやむなしということで削減の案が出ているわけですが、参考までに合併した類似町村の農業委員さんの数というのが判ってる分だけでもいいですから、把握してる分をお知らせ願いたいと思います。

○農業委員会事務局長（福永 城君）

薩摩川内市が、36名を今度改正されまして34名ということで、甑島の農業委員会が9名を6名に改正をされております。

それと、南九州市のほうでは、32名を27名というようなことで改正をされているところでございます。それと、21日に臨時議会ということで南大隅町が、公選を13名を10名に3名減ということで行われているようです。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

町長のほうにお伺いしたいと思います。今、中尾議員からも出ましたように、行革の一環で定数減をするんだと、その中でもう一つは、集落営農とかいろんなことで農業委員に対するまちの姿勢がどういうふうに動くかということになれば、この農業委員の方々の動きちゅうのが、非常に大事になってくるんじゃないかと思います。

そういうことを含めて、行革の中の一環でやむを得なしという考え方で定数減に踏み切られたのか。それともやっぱし、さつま町の農業を考えるのであれば、先ほど申し上げました集落営農とか、あるいは限界集落も出ましたけれども、そういうふうにして地域が活性化していくためには、どうしても農業委員の方々の努力といいますか、頑張りが必要になってくると、私は考えるんです。

我々も農業委員会の新聞を取っておりますけれども、各地の農業委員の方々の活躍というのは、非常に紙面的にいろんな活動をされております。やっぱし我がまちも農業を主体して生きていくまちであれば、農業委員の方々の努力とか、いろいろな活動が非常に大事であると思います。

そういった中で、私が聞いた中でも「もう今だいが農業委員をしちよつか判らん」と、「集約的なもどこに相談すればいいか」という話も聞きますけども、そういうところを考えたときには、今先ほどから出てるように、広域にわたる農地の管理とか、いろんなのが出てきます。

いろんな申請だけの農業委員でなくして、やっぱり全町の農業を見回したところを考えれば、先ほどありましたもう少し考え方を変えた定数減というのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、町長が行革をもとにした定数減に提案された、そこあたりの考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今回の定数減というのは、行革のほうからの観点というのもあったわけですが、また農業委員会をはじめ、また農業関係の今後のあり方ということについては、それぞれに検討をされてきた経緯もあり、議会のほうからもいろいろ御意見もあったというふうに聞いております。

この意見の集約等に関しましては、私はあまり直接そこらにタッチしておりませんでした、今のこの考え方ということについては、私よりも経済担当の副町長のほうが直接いろいろとそこら辺タッチしておりましたから、そちらのほうから話をさせたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

おっしゃいますように農業従事者の減少、それから高齢化、それから耕作放棄地の本当に増加等が進んでおります。今後の農地利用を考えますと、その有効利用を図るため、そういう方策等を検討することが本当に重要なこととなってきておるところです。

こうした取り組みを効率的に推進していくためには、地域において農地の所在、そして所有者、耕作者、そして利用状況が把握できるのは、もう農業委員さんということで活動が必要不可欠ということがおっしゃいますように言えると思っていますところでございます。

しかしながら、地方を取り巻く厳しい現状、そしてまた、行政改革が推進される中におきまして、定数減もやむを得なしと、4回の検討委員会の中で非常に議論も白熱しながら検討してまいられたということでございます。

そういうことで、この前の全協の折にも説明いたしましたが、特に農振農用地の見直し等については、旧3町で字で1, 275字、筆数で33, 453筆というようなことで見直しの準備に今入っておりますけれども、そこについては、特に農業委員さん方のお力が必要ということも考えております。

そういうことで、今後においては委員さん相互に連携を取りながら農地の管理、農地流動化を推進していきたい。そしてまた、この前言いましたように許認可事務だけでなく、今おっし

やいましたように集落営農なり、そういう農業経営基盤強化促進、そういうものについても積極的にやっぱし活動していくということも申し合わせておりますので、そういうことで今回、今の議員の御質問のとおり心配ということもございますけれども、一応そういうことで頑張っていたくということでございます。

○川口 憲男議員

町長もう1点。やはり、一般質問にもいろいろ農林業のことが出てきます。その中でやっぱし、うちのまちは農林業で生きて行かなきゃならない、あるいは農林業の活性化なくして、まちの発展はないと、いろんな方言われている中で、確かに審議の中で今副町長の答えにありましたように、全くそのとおりであるわけです。

しかし、そこに定数減した根本的な理由の中で、行政改革の中の状況もありますけれども、その中であって定数減を図るけども、やっぱし農林業に力を注いでいくためには今後、副町長からの話もありましたように、農業委員の方々のもうちょっと努力もしていただくというふうなのを、私は条例の改正される町長自体が、そこにやっぱし農林業にける意気込みを示されんと、私は町民にも伝わらないんじゃないかと思います。

私どもも、今副町長の話聞きまして、「ああ、なかでこういう話があったんだと、いろんなこういうところで頑張ってるんだな」ということは、今重々大体判りますけれども。町長が自分の考え方として、うちのまちは農林業で活性化していくんだとか、農林業なくしてまちの活性化はないんだというひこばっかいの意気込みで取り組まれるための農業委員会の定数減だということも示してほしいと思ったんですけれども、副町長に振られましたので。

今後やっぱしそういう定数減をされていく中で、農業委員会の方も苦慮されますので、そこあたりも重々委員の方へも激励が飛ぶような発言をしていただきたいと要望しておきます。

○町長（井上 章三君）

今回の農業委員会の定数の問題に関しましては、時期的にどうだろうかという議論が一つありました。今も副町長のほうから話がありましたように、農振地域の見直しというのが目の前にありまして、これは大変な作業だと、やっぱりよくそれぞれの地域を判った人たちがいる必要があるんじゃないかということもありましたし、時期的にどうだろうかということも含めながら、しかし一方で行革という観点から見直しをするべきだという声もいろいろと上がっているという状況もあったわけであります。

そういう中で、農業委員会自体でいろいろと議論していただきながら、今回そういう方向にしようと、見直しの時期にもあるけれども、そういう見直しをしようと、いうふうに決定をさせていただいたわけでありますので、それぞれ業務的に特に見直しに向けての外の作業が出てくると思いますが、それを含めて頑張っていたかどうかということになっているところであります。

農業全体に対する課題というのは多いわけでありますけれども、農業委員会も含め、まだまだこれから組みまきやいけないことはたくさんあると思っております。

○議長（濱田 等議員）

平八重議員。

○平八重 光輝議員

いろんな考えがあって今30名が26名ですか、なって大変だという考えも確かに判ります。

ただですね、運用の仕方では私は少しもうちょっと考え方を変えてもいいんじゃないかなと思うのが、何もその地域から出た農業委員の方が、そこを全部俺が見て、おいが責任をとらんならんちゅう話じゃなくてですね。

例えば、議会の場合も虎居が水害に遭いましたけど、虎居の議員だけで「はい全部現場を調べて全部結論を出してください」という話じゃないわけですから。議会全部で見るわけで、町の執行部と話してするわけですから。

農業委員会も忙しいところがあったら農業委員会の事務局、あるいは農林課、耕地林業課も行って加勢をするとか、あるいは、よその町ちゅか地域は違うけど、その農業委員が行ってするとか、あるいは農業委員よっか詳しい人が地元においやれば、その人を頼んでするとか、いろんな方法があるかと思います。

だから、そういうのをやっぱりやるべきじゃないですか。そんなのはできないんですか。副町長どうですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

おっしゃるとおりでございます。先ほども言いましたように、委員相互に連携を取りながら、それぞれ農地の管理とか、そういうのも事務局も含めてですが、そういうことをやっていかなきゃいけない。

ただ、今転作の関係の現地調査等をやる場合においては、もう今本当にこう字を知る地元の方というのが、本当に少なくなってきたというのも現実でございます。案内人そのものをお願いしても、本当に知らない人も多いということもございます。

ですから、先ほども言いましたように連携を取りながら、とにかくやっぱし現場等については、事務局、そしてまた職員、そして地域の方々一緒になりながら進めていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、本議案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第54号について質疑はありませんか。高嶺議員。

○高嶺 実樹雄議員

前の定数のところにも関連性がありますが、今度のこの選挙区制ですね、宮之城地区、13区あって13名。鶴田選挙区が4区あって6名。薩摩選挙区が3区あって7名と。

平等性という観点から見ましたときに、平等性という観点からと委員さん1人当たりにかかる負担、あるいは業務量、その辺のところを見て、例えば、宮之城選挙区であれば、当然もう1人が一区を見ていくということでもありますよね。そういったところもいろいろ検討されたと思うんですが、その辺のところを、平等性という観点から見てどのような検討をされたのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○農業委員会事務局長（福永 城君）

選挙区につきましては、農業委員会等に関する法律の第10条の2に選挙の単位ということで、政令で定める基準に従い、条例で選挙区を設けることができるというようなことでございます。

基準につきましては、農地面積が500ヘクタール以上、それから基準農家数が600以上ということで、農地面積につきましては、宮之城が2,177ヘクタール、鶴田が982ヘクタール、薩摩が1,275ヘクタールということで基準に満たされていて、各選挙区の選挙すべき委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して条例で定めるというふうになっております。

そこで、現在30名ですので、この基準に照らし合わせまして、29名から20名の想定される委員数を試算しまして、これによりまして宮之城選挙区が13、鶴田が6、薩摩が7というこ

とで提案をしまして、それで適当ではないかということで決定をされたところででございます。

○高嶺 実樹雄議員

委員さん一人当たりにかかる業務量が平等であれば、なにも言うことはありません。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

今の質問に関連して、この選挙区の現在農業委員会の選挙人名簿に登録されている有権者の数を各選挙区ごとにお知らせ願いたいと思います。

○農業委員会事務局長（福永 城君）

宮之城選挙区が2, 545名、鶴田選挙区が1, 080名です、薩摩で1, 268名、合計で4, 893名となっております。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかに。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

今この地域選挙区の関係が出ておりますが、この農業委員会の関係でございますからこういう検討しながら地域も割振りをされたようでございます。

表を見たときに、今後さつま町は合併したわけですから、この杵野公民館あたりの分け方ちゅうのを。鶴田の紫尾のほうに近いわけですから、合併したわけですから旧町毎にこだわった区分けしてあるようなふうの感じを受けます。

これはもうこういう形で検討しておりますから、これ以上は言いませんが、今後やっぱいろいろなこの地域割りとなりますと、合併したわけでございますから、特に杵野地区あたりは、紫尾との関連というのがものすごくあるわけですから、ぜひ今後のこういう地域の割り方については、大いに中身を議論しながら、検討していただくように要望しておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。久保議員。

○久保 道夫議員

ただいま局長のほうから選挙人数についての報告があったわけですが、従来この選挙人名簿が役場のほうから正月前に大体配付されて、正月明けにそれを回収するというパターンで、ほとんどの方々が年末の大掃除、正月の忙しさで、その選挙人名簿をもうどこにやったか判らなくて、ほんと私どもが回収する頃も集まった人だけという感じで、この数字ではないかと思っておりますので、この選挙人の把握の仕方ちゅうのも、もうちょっとやはり今後検討して、この数字がより100に近い数字になるように検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第53号及び議案第54号の議案2件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号及び議案第54号の議案2件を一括して採決します。お諮りします。

「議案第53号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について」及び「議案第54号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について」の議案2件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第53号 さつま町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について」及び「議案第54号 さつま町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数に関する条例の一部改正について」の議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

△日程第7 「議案第55号 18災1697号平江線道路 災害復旧工事19-1工区請負契約の一部変更について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第7「議案第55号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

次に、「議案第55号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の一部変更について」であります。

18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約について、契約金額を減額変更しようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるというものであります。

内容につきましては、建設課長のほうから説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

「議案第55号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の一部変更について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第５５号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第５５号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第５５号を採決します。お諮りします。「議案第５５号 １８災１６９７号平江線道路災害復旧工事１９－１工区請負契約の一部変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第５５号 １８災１６９７号平江線道路災害復旧工事１９－１工区請負契約の一部変更について」は、可決されました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成２０年第３回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午前１１時３６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 日 高 政 勝